

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市上下水道局
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
工場等の名称	鍋屋上野浄水場
工場等の所在地	名古屋市千種区宮の腰町1番33号
業種	電気・ガス・熱供給・水道業
業務部門における 建築物の主たる用途	工場
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	上水道業
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	~ 令和9年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 鍋屋上野浄水場
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	経営企画課：052-972-3615		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

別添資料「名古屋市上下水道局の推進体制」参照

(2) 地球温暖化対策の推進体制

別添資料「名古屋市上下水道局の推進体制」参照

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 5 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		3,999	t-CO ₂
①を 除く （二室 酸効 果ガ ス換 算） 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	③メタン		t-CO ₂
	④一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑤ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑥パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑧三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑨エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑨合計）		3,999

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 8 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総排出量	3,999	t-CO ₂	3,979	t-CO ₂	0.5

項目	基準年度 令和 5 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 8 年度 目標削減率	
	原単位当たりの 排出量		CO ₂		CO ₂	

（2）目標設定の考え方

省エネ機器の導入・更新による、温室効果ガス排出量の推定削減率を目標とした。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。
 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
 備考3 原単位当たりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量当たりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理／エネルギー使用量等の把握及び管理	<ul style="list-style-type: none"> ・組織横断的な委員会等を設置し、取組目標を設定 ・エネルギー使用量の把握・計測・記録・分析 ・計測機器の導入により、使用実態の見える化 	エネルギー使用量の把握・分析を月 1 回行う。
省エネルギー・省資源の推進／冷暖房	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズの推奨 ・中間期等は積極的な外気の導入により、空調機又は運転時間の削減 ・ブラインドの活用、窓ガラスへの断熱フィルムの貼り付け等による日射負荷の減少 	退室時に空調の停止確認を行う。
省エネルギー・省資源の推進／照明	<ul style="list-style-type: none"> ・タイマーや自動点滅器の動作状況を定期的にチェックし、不要点灯や誤点灯を防止 ・照明器具の更新時にはLED器具を選定 	退室時に消灯確認を行う。
省エネルギー・省資源の推進／給湯	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラーは、定期点検等で燃焼状態をチェックする。 ・機器の購入・更新時は高効率機器を指定 	定期点検等に合わせて、空気比を調整する。
省エネルギー・省資源の推進／OA機器	<ul style="list-style-type: none"> ・退社時や外出時は、可能な限りパソコンや事務用機器の主電源を切り、待機電力を削減 	離席や退室時は、パソコンのスリープやシャットダウンを行う。
省エネルギー・省資源の推進／その他	<ul style="list-style-type: none"> ・デマンド監視を行い、最大需要電力を抑制 	機器が同時起動しないよう操作する。
自動車利用における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・急発進・急加速をしない、アイドリングストップの確実な励行などのエコドライブを推進 	停車時はエンジンを切る。

指針第1号様式

(2) 非化石エネルギーへの転換に関する措置

ア 非化石電気に関する目標

指標	目標 (2030年度)
使用電気全体に占める 非化石電気の比率	%

イ 計画期間における非化石エネルギーの利用

--

(3) 環境価値 (クレジット等) の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--